

## 平成29年(平成28年分所得) 納税相談日程

会場を「高山村役場」1箇所に変更しました

実施日	会場	対象地区	相談受付時間
2月16日(木)	高山村役場 2階 第1会議室	北之谷・熊野 戸室・火の口	午前9時～午後4時まで
17日(金)			
18日(土)			
19日(日)	—	—	—
20日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	役原・関田 原 本宿 新田 五領	午前9時～午後4時まで
21日(火)			
22日(水)			
23日(木)			
24日(金)			
25日(土)	—	—	—
26日(日)	—	—	—
27日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	梅沢・茶屋ヶ松 判形	午前9時～午後4時まで
28日(火)			
3月1日(水)			
2日(木)			
3日(金)	—	—	—
4日(土)	—	—	—
5日(日)	役場2階第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
6日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
7日(火)			
8日(水)			
9日(木)			
10日(金)			
11日(土)	—	—	—
12日(日)	—	—	—
13日(月)	高山村役場 2階 第1会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
14日(火)			
15日(水)			

※実施場所の見直しを行い「高山村役場」1箇所に変更しました。

併せて混雑緩和の為、実施地区・時間を見直しました。お出かけの際は、ご確認ください。  
(都合により日程が合わない場合は、期間中何時でも対応可能です。)

### お 願 い

#### ※納税相談について

必要と思われる方は相談にお越しください。従来より確定申告・住民税申告を行っています。

#### ◎農業収入のある方へ(自家用の分だけを作っている方を含みます)

配布もれを防ぐため全世帯に「農業所得基礎資料報告書」を配付しております。  
必要事項を記入・計算のうえ、領収書等と併せて相談会場へ持参してください。

#### ◎医療費控除のある方へ

治療費又は医薬品購入の領収書などを、個人ごと(受診者又は購入業者ごと)にまとめ、その合計額を計算しておいてください。(時間の短縮になります)

#### ◎消費税申告・青色申告のある方へ

**消費税及び青色申告は税務署で直接申告をお願いいたします。**

※今後も、相談時間の短縮に向け努力していきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。  
納税相談についてご不明な点は役場税務課までお問い合わせください。☎63-2111(内線32)

## 納税相談に必要なもの

納税相談に必要なものは、主に以下のとおりです。納税相談に出かける際には確認のうえ必ず持参してください。  
なお、記載した以外にも必要となる場合がありますので、ご了承ください。

### 共通事項

- ・「マイナンバーカード」若しくは「個人番号通知カード」及び「運転免許証」等
- ・印鑑（納付申告の場合は通帳印）
- ・預貯金通帳（申告者本人名義のものに限る）  
※金融機関名と口座番号が分かれば通帳でなくてもかまいません。

### 農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」（事前に配布してあります）
- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類

### 給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」又は「支払証明書」（勤務先より配布）

### 年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」（年金支払機関より送付）  
※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

### 税務署から確定申告書を送付された方

- ・「確定申告書」（税務署から送付されたもの）

### 上記以外の収入がある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類

### 医療費控除を受ける方

- ・「領収書」又は「レシート」  
※個人ごとの合計額を計算しておいてください。  
※合計所得金額の5%（上限10万円）を超える額が控除額となります。

### 国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」（日本年金機構から送付）  
※紛失したときは、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

### 生命保険料控除・地震保険料控除（長期損害保険料を含む）を受けられる方

- ・「控除証明書」（保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください）

### 初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」（借入金金融機関から送付）
- ・「住民票の写し」（住所地の市区町村で交付）
- ・「家屋の登記事項証明書」（前橋地方方法務局中之条支局で交付）
- ・「請負契約書」又は「売買契約書」

### 雪害被害（事業の損失・雑損控除）のある方

- ・「被害を受けた資産の詳細（金額・建築年数等）」
- ・「修繕等の領収書」
- ・「（補助金等受けた場合は）補助等確定通知書」

### 繰越損失のある方

- ・「昨年度の確定申告書の写し」

## 税務署からのお知らせ

### 平成28年分の確定申告及び

### 納税の期限等について

#### ● 申告所得税及び復興特別所得税

- ・申告及び納税の期限

平成29年3月15日(水)

- ・振替納税利用者の口座振替日

平成29年4月20日(木)

#### ● 消費税及び地方消費税（個人事業者）

- ・申告及び納税の期限

平成29年3月31日(金)

- ・振替納税利用者の口座振替日

平成29年4月25日(火)

#### ● 贈与税

- ・申告及び納税の期限

平成29年3月15日(水)

- ・振替納税制度はありません

※1 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、振替納税が便利ですので是非ご利用ください。

※2 申告所得税及び復興特別所得税、贈与税には延納制度があります。  
詳しくは、税務署にお問い合わせください。

#### ● 問い合わせ先 中之条税務署

☎ 0279・75・3355（代表）

納税相談期間中、役場へ行く手段の少ない皆様へ こんな日程で計画してみてもいかがでしょうか？

## 福祉バス利用の場合

(まずは福祉バスの運行表により時間を確認)

福祉バスの最寄りの乗車場所から乗車してください。

乗車した場所から、「なごみ」(旧 農協購買部)で降車。

「なごみ」で昼食(負担金100円)の予約をします。  
(どなたでも利用できます。)

高山村役場で「納税相談」をしてもらう。

納税相談の申告が終わったら「なごみ」で昼食。

福祉バスの午後の便で最寄りの場所で降車し帰宅する。

上記の行程は、ゆっくと(約4時間の)時間を掛ける行程ですので忙しく無いと思います。交通手段が少ない方はお誘いあわせの上考えてみてはいかがでしょうか。

「午前中の便」で移動  
福祉バス

福祉バス  
「午後の便」で帰宅

## 福祉有償運送サービス(輸送サービス)の利用について

高山村社会福祉協議会では上記のサービスを行っています。

利用されるに当たって次の要件があります。

- ・介護保険制度の要介護認定で「要支援1」以上の判定を受けている方
- ・身体障害者手帳を有する方が利用できます。

又、利用に伴い「1km当たり40円」の負担が必要になります。

利用される場合、事前申し込みが必要になりますので高山村社会福祉協議会(☎63-2075)までお問い合わせください。

## 高山村ふれあい福祉巡回バス運行時刻予定表 (平成25年11月5日より)

①中山コース		午前	午後	②尻高コース		午前	午後
行きの時間	保健福祉センター	9:25	1:00	保健福祉センター	9:30	1:00	
	なごみ		1:03	なごみ		1:03	
	関口集会所	9:31	1:06	向井橋	9:35	1:05	
	梅沢公民館	9:33	1:08	関田公民館	9:37	1:07	
	近藤宅前(梅沢)	9:35	1:10	山田宅前(火の口)	9:40	1:10	
	吾妻養護老人ホーム	9:39	1:14				
	茶屋ケ松公民館	9:41	1:16	火の口公民館	9:41	1:11	
	玉屋民宿前	9:45	1:20	熊野公民館	9:44	1:14	
	原公民館前	9:47	1:22	並木	9:46	1:16	
	阿部宅前(堂山)	9:49	1:24	松井宅前(北之谷)	9:48	1:18	
	権現	9:53	1:28	北之谷小屋	9:49	1:19	
	本宿公民館	9:57	1:32	西幼稚園跡	9:51	1:21	
	新田公民館	9:59	1:34	旧戸室消防詰所	9:52	1:22	
	西沢入口	10:00	1:35	小淵宅前	9:54	1:24	
	東五領上道祖神	10:02	1:37	役原公民館	9:57	1:27	
	五領公民館	10:03	1:38	小野里宅前(山室)	9:59	1:29	
	いぶきの湯	10:04	1:39	いぶきの湯	10:03	1:33	
	中山診療所	10:07	1:42	中山診療所	10:06	1:36	
	ふれあいプラザ	10:08	1:43	ふれあいプラザ	10:07	1:37	
	判形公民館	10:12	1:47	判形公民館	10:11	1:41	
なごみ	10:12	1:47	なごみ	10:11	1:41		
保健福祉センター	10:15	1:50	保健福祉センター	10:14	1:44		
帰りの時間	保健福祉センター	11:25	3:25	保健福祉センター	11:25	3:25	
	いぶきの湯	11:28	3:28	いぶきの湯	11:28	3:28	
	判形公民館	11:31	3:31	中山診療所	11:31	3:31	
	なごみ	11:31	3:31	ふれあいプラザ	11:32	3:32	
	中山診療所	11:32	3:32	判形公民館	11:36	3:36	
	ふれあいプラザ	11:33	3:33	なごみ	11:36	3:36	

・多少時間が前後することもございますので、あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

※敬称略

## 軽自動車税の税率について

### ☆特定の三輪及び四輪の軽自動車は、軽自動車税を軽減する特例措置(グリーン化特例)が適用されます

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査(注1)を受けた三輪車・四輪貨物車・四輪乗用車で、排出ガス性能の優れた環境負荷の小さい車両(下記ア、イ、ウに該当する車両)については、その燃費性能に応じて、平成29年度分に限り軽自動車税が軽減されます。

(注1)「最初の新規検査」とは、車検証に記載された「初度検査年月」のことを指します。

- ア. 電気自動車・天然ガス自動車(平成21年度排出ガス10%低減)
- イ. 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車  
乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
- ウ. 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車  
乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

※イ、ウについては、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

種 類		税 率			
		平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両			
		ア (75%軽減)	イ (50%軽減)	ウ (25%軽減)	
軽自動車	三 輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
自家用		2,700円	5,400円	8,100円	

※平成28年度にグリーン化特例が適用されていた軽自動車(平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両)については、通常の税率(三輪3,900円、四輪貨物営業用3,800円、四輪貨物自家用5,000円、四輪乗用営業用6,900円、四輪乗用自家用10,800円)になります。

### ☆重課税率の対象車両について

平成29年度から重課税率が適用される車両は、最初の新規検査を受けた年月が平成16年3月以前の車両です。最初の新規検査を受けた年月は、車検証の「初度検査年月」をご確認ください。

種 類	税 率		
	三 輪		
軽自動車	四輪貨物	営業用	4,600円
		自家用	4,500円
	四輪乗用	営業用	6,000円
		自家用	8,200円
		自家用	12,900円

(例)  
平成14年＝平成28年度に適用済  
平成16年3月＝平成29年度から適用  
平成16年4月＝平成30年度から適用  
※3月と4月で適用年度が異なります。

## 使用していない軽自動車等はありませんか？

現在使用していない軽自動車等については、3月末までに廃車の手続きをお願いします。また、軽自動車等を譲渡した場合は所有者変更の届けが必要となります。

軽自動車税は4月1日に登録されている車両について、その車両の所有者へ課税されます。廃車や所有者変更の手続きが遅れると、使用(所有)していない軽自動車等へも軽自動車税が課税されますので、早めの手続きをお願いします。

手続き等についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

- 高山村でナンバーを交付している車両(農作業用トラクター、原付バイクなど)  
… 高山村役場税務課 ☎0279-63-2111(内線31)
- 高山村でナンバーを交付していない車両(軽トラック、軽乗用車、大型バイクなど)  
… 軽自動車検査協会 ☎050-3816-3109(コールセンター)

## 農業に使用する軽油は課税が免除されます

軽油に課される軽油引取税(32.1円/1ℓ)は、農業に使用する場合で、一定の手続きを行うことで課税が免除されます。

●**対象** 農業者が農作業を行うために使用する機械の燃料として使用する軽油。

●**手続き**

①あらかじめ県知事に「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行う。

※申請には「耕作証明書」や使用する農業用機械の確認書類が必要です。

②交付された「免税証」を、給油の際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用する。

③使用后、伝票や領収書などとともに、数量などを報告する。

●**申請期間** 平成29年2月1日(水)～2月20日(月)

●**申請先** 吾妻行政県税事務所(中之条町大字中之条町664)

詳しくは、お問い合わせください。



《お問い合わせ先》 吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300 吾妻農業事務所 ☎0279-75-2311

## ～農業者の皆さまへ～ 青色申告を始めましょう！

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速取り組んでみましょう。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます。(申告時期は平成30年2月～3月)

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しについては、農林水産省ホームページ ([http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai\\_hosyo/syu\\_nosai/index.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/index.html)) に掲載していますのでご覧ください。

《お問い合わせ先》 農林水産省関東農政局群馬県拠点地方参事官室中部・北部地区担当 ☎027-221-1182

## 高山村学童保育 嘱託職員募集について

高山村学童保育では平成29年度に嘱託職員を募集いたします。

●**募集人員** 1名

●**仕事内容** 学童保育全般他

●**募集要件**

年齢20歳～40歳迄の方で次の要件を満たす方

(1)放課後児童支援員認定資格をお持ちの方

(2)普通運転免許をお持ちの方

●**申込受付期間等** 「申込用紙」は、高山村保育所に用意してあります。

受付期間は、2月6日(月)から2月24日(金)まで受け付けます。なお、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

(土曜日、日曜日、祝日は除きます)

高山村保育所へ市販の履歴書に必要事項を記入のうえお申し込みください。

《お問い合わせ先》 高山村保育所 ☎63-2812

## 高山村育英基金(奨学金)貸与制度について

村では、高山村を生活の拠点とし、心身ともに健康で学業優秀な方が経済的理由で就学困難な場合、学資を貸与して有用な人材育成をする制度を実施しています。

高等学校以上の学校、またはこれに準ずる機関において修学する方で、育英基金貸与のご希望がありましたら高山村教育委員会事務局へご連絡ください。

- 受付期間** 平成29年2月1日(水)～平成29年3月31日(金)
- 詳細について** 高山村教育委員会事務局(☎63-3046)

## ご厚志に心から感謝を申し上げます

神奈川県にお住まいの熊田 亜矢様から、文化財等の保全及び活用に役立てていただきたいと、「上州高山ふるさと基金(ふるさと納税)」に対して5,000円のご寄附をいただきました。また、前橋市の奈良 繁寿様からも人材育成に関する事業に対して70,000円のご寄附をいただきました。静岡県の飯田 あずさ様からも自然環境の保全と利用に関する事業に5,000円のご寄附をいただいております。

ご寄附いただいた方々の気持ちに応えられるよう大切に活用させていただきますとともに、心から感謝を申し上げご紹介させていただきます。

## 赤い羽根共同募金のお礼とご報告について

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に、村民の皆様からのあたたかいご理解とご協力をいただき大変ありがとうございました。また、小・中学校からは、学校募金としてご協力いただき厚くお礼申し上げます。「赤い羽根共同募金」は、社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。 役場 住民課

行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	行政区	金額(円)
原	36,000	役原	21,300	熊野	16,200	小学校	8,555
本宿	42,000	関田	24,000	梅沢	25,800	中学校	13,685
新田	55,800	戸室	18,000	茶屋ヶ松	8,400	篤志募金	1,595
五領	25,200	火の口	12,300	小計①	369,000	小計②	23,835
判形	68,400	北之谷	15,600			合計①+②	392,835

## 小学校と中学校でも募金活動 「赤い羽根共同募金」

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に小・中学校からは、学校募金としてご協力いただきました。

高山小学校では、12月21日に児童会本部役員のみなさんが役場を訪れ、集めてくれた募金を村長に届けてくれました。高山中学校では、12月6日に生徒会本部役員のみなさんが役場を訪れ、集めてくれた募金を村長に届けてくれました。

児童、生徒のみなさんからのあたたかい募金は、地域の社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。ご協力ありがとうございました。

高山小学校より



高山中学校より



## 学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう  
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！



- 日 時 平成29年2月24日(金)  
12時10分から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円(当日集金します)
- 申し込み 高山村学校給食センター  
電話(63-2811)でお申し込みください。
- 締め切り 2月17日(金)まで  
※先着20名とさせていただきます。



※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくことになりますがよろしくお願い致します。

### お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。



### 予定献立

- ・ココア揚げパン
- ・アーモンド
- ・牛乳
- ・ブロッコリーサラダ
- ・オムレットマトソース
- ・チキンヌードルスープ

第5回目、今年度最後の試食会は、パンの献立です。揚げパンは給食の人気メニューです。今回はココア味です。主菜はオムレツに手作りのトマトソースをかけました。ブロッコリーサラダを副菜として組み合わせたメニューです。栄養バランスの良い給食を用意しますので、どなたでもお気軽にご参加ください。お待ちしております。

## 高山村障がい者等理解促進研修・啓発事業について

高山村では障がいをもたれる方への理解を深めるための研修・啓発活動を通じて、日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすこと、共生社会の実現を図ることを目的とした事業をおこなっております。

今回のテーマは「就労」ということで、群馬県障害者職業センターから主任障害者職業カウンセラーの中村先生、渋川公共職業安定所中之条出張所から就職促進指導官の鶴本先生に講師としてお越しいただきお話ししていただきます。障がいをもたれる方の就労の困難さや、周りのサポートの必要性、障がいをもたれる方に合わせた就労支援のしかたなどを理解していただける内容となっております。参加対象に限りはございません。多くの方にお越しいただけたらと思います。入場料は無料です。参加をご希望の方は事前に申し込みが必要となりますので下記までご連絡ください。

### 高山村障がい者等理解促進研修・啓発事業

#### 「豊かな人生と仕事についての考察

～障がいを持つ方の就労について考えてみませんか～

- 講師
  - ・群馬県障害者職業センター  
主任障害者職業カウンセラー  
中村 祐子先生
  - ・渋川公共職業安定所中之条出張所  
就職促進指導官 鶴本 匡史先生
- 日時 平成29年2月23日(木)  
13:30～16:15(受付開始13:00から)
- 会場 高山村 いぶき会館 3F多目的ホール
- 入場料 無料
- 申し込み締め切り 平成29年2月13日(月)
- 主催 高山村
- 共催 大原荘相談支援事業所
- 協賛 吾妻地域自立支援協議会

《お申込み・お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線64)

## 環境保全型農業 冬期湛水管理

高山村COA(コア)研究会(平形清人会長)では、年間を通して環境保全型農業に取り組んでいます。

主に、化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業がその一例として挙げられますが、稲刈りが終わった水田に水をはる冬期湛水管理も環境保全に有効とされます。

冬期湛水管理には、イトミミズが雑草の種子ごと泥を押し上げることにより、水田雑草の発芽を抑える効果や、水鳥の雑草種子採食による除草効果、冬期水田の生物多様性を高め、水田の環境面での付加価値を生み出す効果などがあります。

他にも主作物の栽培期間の前後のいずれかに、カバークロープ(緑肥)を作付けし、緑肥自身は収穫対象とならないが、土壌の浸食防止や有機物の供給、雑草抑制、害虫に対する天敵の保護・増殖、地温上昇の抑制など様々な効果が期待される取組があります。

今年度は、環境保全型農業を行っている畑や水田の一部に看板がたててあります。興味のある方は、役場農林課までお問い合わせください。



### 今月の交通安全標語

- ・事故防止 ゆとりが生まだす 安全対策
- ・家族で守ろう交通ルール  
自分の命は自分で守れ!
- ・星と反射材と 交通マナーが光る村



※これらの作品は高山村交通安全標語の応募作品です。

### 村営住宅入居者募集のご案内

村営住宅では入居者を募集します。各住宅で条件が違いますので入居資格、申請方法及び家賃等につきましては建設課住宅係までお問い合わせください。



《お問い合わせ》 ☎0279-63-2111 内線52

### 納税等

★印が2月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道使用料
4月			●				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				★	★	★	
3月				●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費

### 人口と世帯数

(1月1日現在)

👤 人口 3,730人 (- 9)  
 👤 男 1,849人 (-10)  
 👤 女 1,881人 (+ 1)  
 🏠 世帯数 1,342世帯(± 0)  
 ※( )内は、前月との比較



※1月号「お知らせ」「民生委員改選」の記事の中で、役原担当の大淵治さんの写真説明に間違いがありました。訂正してお詫びを申し上げます。